

語り得ぬものに関する普遍主義と真矛盾主義

山森真衣子

1. はじめに

「 x は語り得ぬものである」という主張は、今昔東西を問わず様々な哲学や宗教においてなされてきた。しかし、この主張が矛盾を導くことはよく知られている。すなわち、「 x は語り得ぬものである」と言うとき、 x は当の「語り得ぬものである」という語によって語られているため、「 x は語り得ぬものである、かつ、語り得ぬものではない」という矛盾が導かれるのである。「語り得ぬもの」に関する研究に従事する人々の中には、この矛盾を深刻に受け止め、矛盾が生じないような「語り得ぬもの」の定式化を試みる人々もいる。

本稿は、これまで考えられてきた定式化のうち、どれを採用しようとも、「 x は語り得ぬものである」と主張するためには極端だと考えられる二つの立場のいずれかを受け入れざるを得ないことを示す⁽¹⁾。一つは「あらゆるものは語り得ぬものである」という立場、普遍主義 (universalism) であり、もう一つは「真なる矛盾が存在する」という立場、真矛盾主義 (dialetheism) である。語り得なさをナイーブに捉えたと「 x は語り得ぬものである」という主張は上記の矛盾に陥るため、その保持のためには真矛盾主義を受け入れなければならない。矛盾を避けようと「語り得ぬもの」の定式化を変えると、「語り得なさ」の基準を弱め過ぎてしまい、あらゆるものがその基準をクリアしてしまう——すなわちあらゆるものが語り得ぬものとなってしまう——ことになる。これに対する可能な選択肢として、以下のようなものもあろう。すなわち言語を階層付けることで「語り得ぬもの」の問題を回避するというものである。しかし本稿は、その選択肢も問題を根本的に解決するものではないと考える。そこで本稿は以下のような構成で議論を進めていくことにしたい。

第一に、言語の階層を考慮しても、語り得ぬものが導く矛盾の問題が解決されないことを確認する (第2節)。その後、これまでになされてきたいくつかの定式化——言語的観点、認識論的観点、形而上学的観点——を確認しながら、それらのどれもが真矛盾主義か普遍主義に行き着かざるを得ないことを見ていく (第3, 4, 5節)。

なお本稿では、文の内容、すなわち文の意味を、心的な存在者とするアプローチは取らず、外在的な事物と考える⁽²⁾。また、文が真理値を持たないとする立場を取ること、真矛盾主義も普遍主義も回避することができるが、この立場も取らない⁽³⁾。

2. 言語の階層付け

まず、言語階層を考慮することで矛盾を回避できるのではないかという選択肢について確認しよう。「 x は語り得ぬものである」を「『(現在使用している) 言語において、 x を表現することはできない』とメタ言語から述べている」と捉えるならば、「 x は語り得ぬものである」が導くのは、「 x は言語 $\mathcal{L}$ において語り得ぬものである、かつ、 x は $\mathcal{L}$ のメタ言語 $\mathcal{L}'$ において語りうるものである」である。これは矛盾ではない。

2.1 形式的説明

言語階層を考慮し矛盾を回避する場合と、それを考察せず矛盾に導く場合とを形式化すると以下のように比較できる。

言語階層を考慮しない場合は以下になる。「語りうる」という概念は、「『 x は P である』が成り立つような述語 P が存在するならば、 x は語りうるものである： $\exists P(P(x)) \rightarrow E(x)$ 」(E は述語「語りうる」である)と形式化されよう。このとき「 $\neg E(a)$ 」(a は語り得ぬものである)を考えると、「 $P(a)$ 」(a は P である)を満たす述語として $\neg E$ が存在するため、上述の定義の前件が満たされ、後件「 $E(x)$ 」が導かれる。よって「 $\neg E(a) \wedge E(a)$ 」、すなわち矛盾が導かれる。

$$\frac{\frac{\neg E(a) \quad \frac{\frac{\exists P(P(a)) \rightarrow E(a)}{\neg E(a) \rightarrow E(a)} \exists^2-}{E(a)} \rightarrow -}{\neg E(a) \quad E(a)} \wedge+}{\neg E(a) \wedge E(a)} \perp$$

しかし言語階層という観点を導入することで、「語りうる」の形式的定義は「『 x は P である』が成り立つような述語 P が対象言語 $\mathcal{L}_n$ に存在するならば、 x はそのメタ言語 $\mathcal{L}_{n+1}$ において語りうるものである： $\exists P \in \mathcal{L}_n(P(x)) \rightarrow E_{n+1}(x)$ 」へと修正される (E_m は述語「言語 $\mathcal{L}_m$ で語りうる」であり、言語 $\mathcal{L}_m$ に属する)。このとき、「 a は語り得ぬものである」——正確に言うと「 a は言語 $\mathcal{L}_n$ において語り得ぬものである： $\neg E_n(a)$ 」——から矛盾は生じない。上の定義に従えば「 $\neg E_n(a)$ 」から導かれるものは「 $E_{n+1}(a)$ 」であ

り、「 $E_n(a)$ 」ではないからである。「 $\neg E_n(a) \wedge E_n(a)$ 」は矛盾だが、「 $\neg E_n(a) \wedge E_{n+1}(a)$ 」は矛盾ではない。

$$\frac{\neg E_n(a) \quad \frac{\frac{\exists P \in \mathcal{L}_n(P(a)) \rightarrow E_{n+1}(a)}{\neg E_n(a) \rightarrow E_{n+1}(a)} \exists^2-}{E_{n+1}(a)} \rightarrow -}{\neg E_n(a) \wedge E_{n+1}(a)} \wedge+$$

2.2 批判的検討

確かに、上述の方法をとれば「 a は言語 $\mathcal{L}_n$ において語り得ぬものである： $\neg E_n(a)$ 」という主張から矛盾は生じない。そのため、矛盾を受け入れる立場、真矛盾主義を採る必要はない。しかしながらこの方法は、別の問題、すなわち普遍主義に至らざるを得ない、という問題を孕んでいる。というのも、全てのものは「ある言語において語り得ぬものである（『語り得ぬものである』とメタ言語から述べることができる）」という性質を満たすことができるからである。例えば、日本語から色に関する語彙を抜いた言語「色なし日本語」において、「白い犬」は語り得ぬものである。英語から音に関する語彙を抜いた言語「音なし英語」において、「noisy penguins」は語り得ぬものである。同様の方策で、あらゆるものを「（ある言語において）語り得ぬもの」にすることができてしまう。こうして、「あらゆるものは語り得ぬものである」という普遍主義に行き着くのである。

これを受けて、語り得ぬということを「ある言語において語り得ぬものである」ではなく「すべての言語において語り得ぬものである」に改定しようとするかもしれない。しかしこのとき再び矛盾が生じる。というのは、「 $(x$ は) すべての言語において語り得ぬものである」という言明自体がある言語において述べられているものなので、「 x はすべての言語において語り得ぬものである、かつ、ある言語において語り得ぬものではない」が導かれるからである。

3. 言語的観点

さて、ここまでで言語を階層付けたとしてもそれで問題解決とは言えず、真矛盾主義か普遍主義に行き着かざるを得ないことが明らかになった。ここからは、言語の階層を考慮しない、これまで定式化されてきた「語り得ぬもの」について見ていく。上で少し触れたが、確認しておく、これまでの定式化は、言語論的観点からの定式化、認識論的観点からの定式化、形而上学的観点からの定式化の三つに分類される。

まずは言語的観点からの定式化、すなわち「述語を適用することができない」という定式化を考察しよう。これはこれまで最も広く採用されてきたものである⁽⁴⁾。まず、この定式化を字義通り取るときに矛盾が導かれることは明らかである。「 x は述語を適用することができないものである」と言うとき、 x にはまさに述語「述語を適用することができない」が帰せられているため、「 x は述語を適用することができないものであり、かつ、述語を適用することができるものである」という矛盾が生じる。そのため「 x は述語を適用することができないものである（よって、 x は語り得ぬものである）」と主張するためには、我々は真矛盾主義にコミットしなければならない。

矛盾を回避するための非常にナイーブな解決策として多くの人々が採用してきた方法は、「述語を適用することができない」を述語とみなさない、という方法である。この策は一見したところ有用に思われる。しかしこの解決策は、第一に、アドホックに見える。つまり、「述語を適用することができない」のみを述語の外延から外すことの正当性が明らかではない。しかしこの点を譲歩したとしても、第二に、より根本的な問題が現れる。すなわち、「 x は述語を適用することができないものである」と言ったとき、 x には「述語を適用することができない」以外にも適用できる述語が存在するのである。例えば「自己同一的である」という述語は x に適用できてしまうと考えられるだろう。そのためやはり、「 x は述語を適用することができないものである」は矛盾を導く。しかし、こうして真矛盾主義が帰結するのを避けられないのだろうか。

これに対しては二つの策が考えられる。一つは、語り得ぬ x に帰しても問題を生じないような述語、すなわち矛盾が導かれないような述語と、そうでない述語を区別し、前者のみを x に帰することを許可するという策である。もう一つは、語り得ぬ x に帰しても問題を生じないような述語の適用方法、すなわち矛盾が導かれないような述語の適用方法と、そうでない適用方法を分け、前者のみを x に対する述語適用として許可するという策である。どちらの回避方法も、宗教多元主義で有名な John Hick が採用したものである⁽⁵⁾。これらの解決策は、策としてのアドホックさという意味では上に挙げたものと同様だが、矛盾の回避を優先させる、という至極真つ当にも思える動機の点からすれば、一考の余地は十分にあるだろう。しかし結論を先に述べると、この策を採用したとしてもやはり、矛盾は回避されないか、あるいは普遍主義が浮上する。

3.1 実質的述語を適用することができない

一つ目の解決策を見ていこう。Hick (1989, 2000) は述語を二種類に分類する。対象そのものが何であるかに関わる実質的 (substantial) 述語と、対象そのものが何であるかに関わらない形式的 (formal) 述語である⁽⁶⁾。そして「語り得ぬものである」を「実質的述語を適用することができない」と定式化し、この述語自体を形式的述語とみなす。

このとき、「 x は語り得ぬものである」、すなわち「 x は実質的述語を適用できないものである」は矛盾を導かない。 x に適用されている述語「実質的述語を適用できない」は形式的述語なので、「 x は実質的述語を適用できないものである、かつ、形式的述語を適用できるものである」という無矛盾な結論が導かれるからだ。また、先ほど問題となっていた「自己同一的である」等の述語も形式的述語とみなせば、そこから生じる矛盾も回避することができる。

こうして、語り得ぬということを「実質的述語を適用することができない」と考えるのは良策だと思われるかもしれない。しかしこれはあくまで二種類の述語と、「語り得ぬもの」との関係がうまく説明できる、というだけであって、その二種類の述語自体の問題、すなわち「形式的述語」と「実質的述語」は一体いかにして区別されるのか、という問題が残る。そして本稿の考えでは、この問題によって、Hick は極めて根本的な欠陥を抱えている。

Hick による「形式的述語」の説明は以下の二つである。ある述語 P が形式的述語であるのは、第一に「 P が純粋に論理的に生成される」とき (Hick, 1989, p239)、第二に「 x の内在的性質に関して重要なことは何も導かれない」とき (Hick, 2000, p41) である。それぞれの特徴付けを見ていこう。

3.1.1 純粋に論理的に生成される

まずは、「純粋に論理的に生成される」という特徴付けである。Hick (1989) は形式的述語を「純粋に論理的に生成される性質」とであると定義した。ところで、Insole (2000) の指摘によれば、述語 P が「純粋に論理的に生成される」と言われるとき、その P は以下の二つの条件のどちらかを満たしていなければならない。第一に、主語の性質に関わりなく必ず成り立つこと。第二に、主語の概念に P が含まれていること、すなわち「 x は P である」が分析判断であることである。第一の条件は絶対的な論理性、第二の条件は主語に相対的な論理性 (分析性) と言える⁽⁷⁾。帰される全ての述語がこのどちらかの性質を満たすとき、それは語り得ぬものである。

しかし、Hick (1989) が形式的述語として挙げる「語り得ぬもの」「名指されうる」等はこのどちらの条件も満たさない。第一の条件が満たされないのは明らかである。これらが成り立たない対象（主語）を我々はいくらでも考えることができる。また、第二の条件も怪しいだろう。Hick (1989) が「実質的述語のいずれも適用されない」と主張する対象（本稿で言うところの「語り得ぬもの」）の（一般的な）概念を分析することで「実質的述語のいずれも適用されない」という述語が必ずしも出てくるわけではない。

では、「実質的述語のいずれも適用されえない」を形式的述語とみなすためにはどうすればよいか。主語の概念に述語「実質的述語が適用されない」が含まれていると考えればよい、という戦略がある。このときこの述語は第二の条件を満たす。これを正当化するための戦術として、Insole (2000) は二つのオプションを提示する。

第一のオプションは、「主語 x について我々が知っていること」のゆえに、この「実質的述語のいずれも適用され得ない」という述語を x に帰するというものである。我々は x が存在論的・概念的に超越的であると知っている。それゆえ我々は、我々が思考できないほどに——我々の概念では捉えられないほどに、実質的述語では捉えられないほどに—— x が偉大で完璧であると知っている。このように考えることである。

第二のオプションは、「我々は人間の知識には限界があることを知っている」がゆえに、この「実質的述語のいずれも適用され得ない」という述語を x に帰するというものである。我々は実質的述語を日常的に用い、卑近な対象に帰する。しかし x は存在論的・概念的に超越的であり、我々人間の概念の範囲の外にある。それゆえ、日常的な対象にも帰することのできる述語（実質的述語）を x に適用することはできないと知っている。このように考えれば、確かに、 x 概念の内に「実質的述語のいずれも適用され得ない」を認めることができよう。

これらの方法をとることで「実質的述語のいずれも適用され得ない」という述語が x 概念の内に含まれていると考えることができ、この述語を形式的述語とみなす、すなわち「 x は語り得ぬものである」を無矛盾に述べることができるように思われる。

しかし、この方法は Hick (1989) が望んだ結末を迎えないと Insole (2000) は述べる。どちらのオプションを選ぶにせよ、「実質的述語のいずれも適用され得ないものである」という形式的述語は、「 x は超越的存在である」「 x は完璧で偉大である」という x についての形而上学的な主張を前提としている。そしてこれらの主張には実質的述語が用いられている。それゆえ、「 x は実質的述語のいずれも適用され得ない」と言うとき、 x には

実質的述語が事実適用されていることになってしまうのである。

さて Insole は指摘しなかったが、これら「超越的存在である」「完璧で偉大である」といった述語を形式的述語とみなすという逃げ道もあるだろう。このとき「 x にはいずれの実質的述語も適用できない」と言っても、上述の矛盾は生じない。

この方策は確かに矛盾を導かず真矛盾主義を回避することはできる。しかし、Insole の議論を受け入れて考えるならば、この方法は普遍主義に至らざるを得ないのである。上述したように、ある述語が形式的であるのは、(1) 主語に関わりなく成り立つ場合、(2) 主語概念を分析することで生じる場合、のいずれかである。「超越的存在である」「完璧で偉大である」等が第一の条件を満たさないのは明らかである。そこで、第二の条件を満たすためには、主語 x の概念が「完璧で偉大である」等の述語を含んでいると考える必要がある。しかしこのためには、先ほどと同じように、なんらかの他の述語が x に含まれていると考える必要が出てくるだろう。 x の概念に「完璧で偉大である」が含まれると考えることができるのは、例えば「 x は全知全能であると我々は知っているため」である。しかしこのとき「全知全能」という述語を x に帰してしまっている。この述語を実質的述語とみなすと再び矛盾が生じてしまうならば、これも形式的述語とみなせばよいと考えられるかもしれない。しかし「全知全能」は第一の条件を満たさないで第二の条件を満たす必要がある。しかし「全知全能」が主語の概念に含まれると考えるためには、また別の述語が x の概念に含まれるとみなす必要が出てくる。以下同様にして、 x に帰されるあらゆる述語について「 x の概念に含まれる」とみなさなければならない。上述したように、このとき矛盾は生じないが普遍主義が浮上する。例えば、「この灰色の犬はかわいい」を考えよう。いま、述語「かわいい」が「この灰色の犬」の概念に含まれないと考える理由はない。少なくとも、「ある（語り得ぬ） x に帰される述語は全て x の概念に含まれるが、この灰色の犬に関してはそうではない」という主張の根拠はない。 x は語り得ぬものであるからそれが可能である、と言うのは論点先取であり、このように主張することはできない。これが意味するところは、「この灰色の犬」も、それに帰されるあらゆる述語が自身の概念に含まれるということ——すなわち「この灰色の犬」も語り得ぬものであるということだ。同様にして、他のあらゆる対象を「それに帰されるあらゆる述語が自身の概念に含まれるもの」であるとみなすことができる。すなわち、あらゆる対象を語り得ぬものとみなすことができる。これはまさに普遍主義のことであった⁽⁸⁾。

もちろん、Insole 流の議論を受け入れる必要はないという考えもあるだろう。彼は、主語概念が述語「実質的述語が適用されない」を含むためには、主語ないし人間の知識に関する知識が必要であると述べた。これを受け入れず、理由なしに主語概念に当の述語を含めるだけで十分でないかと考えることもできよう。すなわち、「実質的述語が適用されない（語り得ぬものである）」のみが概念に組み込まれている対象を考えればよいではないか、ということである。確かにこのとき理論的問題はないかもしれない。しかし注 1 でも言及したように、本稿は「語り得ぬもの」という語を使用してきた人々の直観と乖離した考えを扱わない。「語り得ぬもの」という語を使用してきた人々は、その語で指示される対象が「語り得ぬものである」しか満たさないと考えてきたわけではないため、上述の考えは本稿の扱う範囲ではない⁽⁹⁾。

こうして、形式的述語を「純粹に論理的に生成される」と考える場合に「 x は実質的述語を適用することができない（ x は語り得ぬものである）」と述べるためには、真矛盾主義か普遍主義にコミットしなければならないと結論付けられる。

3.1.2 内在的性質に関して重要なことが導かれない

次に、形式的述語を「内在的性質に関して重要なことは何も導かれない」と特徴付けた場合について考える。この特徴づけに対しても先の場合と同じく、また多くの人々が指摘するように、形式的と実質的との区別、すなわちこの場合では「内在的性質に関して重要なことが導かれない」と「内在的性質に関して重要なことが導かれる」との区別の基準が曖昧、あるいは恣意的であるとの批判が下せよう⁽¹⁰⁾。何が内在的性質であり、何がそうでないのか、Hick (2000) は明示的に示していない（そもそも「内在的」は多様な意味を持つ語であるが、Hick (2000) がそのうちのどれを意図して用いているかすら明らかでない）。Hick (1989, 2000) は形式的述語として「名指されうる」「語り得ぬ」「超範疇的である」等をあげ、実質的述語として「善である」「賢い」「人格的である」等を挙げる。しかしなぜ前者が「内在的性質に関して重要なことを導かない」ものであり、後者が「内在的性質に関して重要なことを導く」ものであるのかは論じられていない。

3.2 述語を肯定的に適用することができない

先に確認した通り、「 x は述語を適用することができないものである」から生じる矛盾を回避するために Hick (2000) が挙げたもう一つの方法は、述語の肯定的適用のみを制限し、否定的適用は認めるというものであった。語り得ぬという性質を「述語を肯定的

に適用することができない」と定式化すると、一見矛盾を回避できるように思われる。「述語を肯定的に適用することができない」は肯定的ではないためである。しかしこの定式化は以下に示すような曖昧さを残している。そしてこの曖昧さを消去すると再び矛盾が生じるか普遍主義が立ち上がってくるのである。

その曖昧さとは、「述語を肯定的に適用することができない」は二通りに解釈されるということである。第一に「(肯定的な述語は適用できないが) 否定的な述語は適用できる」であり、第二は「そもそも述語の適用ができない」である。

第一の解釈は明らかにそれ自体が矛盾する。「否定的な述語は適用できる」は否定的な述語ではないからだ。また、第二の解釈はまさに我々が考察してきた定式化であり、この定式化が真矛盾主義あるいは普遍主義を導くことは上述したとおりである。

以上見てきたように、Hick (1989, 2000) は「語り得ぬ」という述語を言語的観点から定式化したのが、彼の定式化は普遍主義か真矛盾主義に陥るのである。

4. 認識論的観点

次に、認識論的観点から定式化された語り得ぬという性質、すなわち「知識を得ることができない」という性質について見ていこう。

知識とは何かという問題は長らく哲学上の大問題となっており、どの立場を採用するかを議論することは本紙の都合上からも本稿の目的上からも適当ではないだろう。そのため本稿では、さしあたり、知識についての非常に素朴な考えを採用する。すなわち、『 x は P である』という知識を得ることができない」ということを、「 x に P を適用してもよいかわからない」とみなして考察を進める。

さて、この「 x に P を適用してもよいかわからない」という性質は二つに分類することができる。第一に、「全ての P について、 x に P を適用可能かわからない」であり、第二に「ある P について、 x に P を適用可能かわからない」である。それぞれについて見ていこう。

4.1 全ての P について

まず、「全ての P について、 x に P を適用可能かわからない」という性質について考えよう。この性質をさらに二つに分けて考えよう。一つは、「全ての P について、 x に P を適用可能かわからない。すなわち全ての P について、 x に適用すること

はできない」であり、もう一つは「全ての P について、 x に P を適用可能かどうかかわからない。すなわち全ての P について、 x に適用することを保留すべきである」である。

前者は、前節で見た定式化「述語を適用することができない」と全く同じである。それゆえ結論もそれと同じ、真矛盾主義か、普遍主義にコミットしなければならないというものになる。

また後者の「全ての P について、 x に適用することを保留すべきである」も結局は、真矛盾主義か普遍主義に行き着かざるを得ない。 x が「全ての P について適用を保留すべき」を満たすと仮定する。しかしこのとき我々は、まさにこの性質を x に適用している。そのため、 x は「全ての P について適用を保留すべきもの」かつ「ある P について適用を保留していないもの」となる。もちろんこれは矛盾であって、真矛盾主義へのコミット無しには正当に主張され得ない。これに対して、「全ての P について適用を保留すべき」のみは保留しなくてもよい、という逃げ道を考える人もいるかもしれない。しかしこのように「ある性質（の集合）だけを無害とみなす」という方策が普遍主義を生んでしまうことは、前節で見たとおりである。

4.2 ある P について

では、「ある P について、 x に P を適用可能かどうかかわからない」という性質のほうはどうだろうか。確かに、『ある P について、 x に P を適用可能かどうかかわからない』は x に適用可能である」は矛盾していない。

しかし、Yandell (1975) も指摘するように、「ある P について、 x に P を適用可能かどうかかわからない」という性質は、全ての対象について当てはまってしまっただろう。「太郎の右手」という卑近なものに適用可能とわかっている述語はたくさんある。例えば「太郎の右腕の先にある」という述語が適用可能とわかっている。しかし、太郎の右手に適用可能かわからない述語もたくさんある。例えば「太郎の左手よりも大きい」が適用可能かどうかかわからない。その意味で、太郎の右手は「ある P を適用可能かどうかかわからない」ものである。同様に、あらゆるものは「ある P を適用可能かどうかかわからない」ものと言えよう。よってここから簡単に普遍主義が導かれる。

この結論に対して、語り得なさの定式化を「ある P について、 x に P を適用可能かどうか、理想的にもわからない」に変更することで、普遍主義を回避することができると思う人もいるかもしれない。太郎の右手をはじめとする卑近な対象については、理

想的には全てが分かるはずである。しかし語り得ぬものについて全てを判明することは、理想的にも不可能である。この立場を採用することで問題は解決されるように思われるかもしれないが、やはり上手くいかないのである。

例えば、 P として「善である」を考えよう（なお、 P が何であるかは議論の内実と無関係である）。 x が語り得ぬものであるというのは、「 x に『善である』を適用可能かどうか理想的にもわからない」ということである。すなわち「 x が『善なるものの集合』に含まれるかどうか理想的にもわからない」ということである。さてこのとき、「善なるものの集合」は「 x が含まれる」が適用可能かどうか理想的にもわからないものである。これは、「善なるものの集合」も語り得ぬものであるということの意味する。また、太郎が善人であれ非善人であれ（すなわち、太郎が「善なるものの集合」に含まれるとしても含まれないとしても）、 x は「善なるものの集合」に含まれるかどうかわからないので、太郎は「あらゆるものを善と悪の二つに分けたときに x と同じ集合に入る」が適用可能かどうかわからないものとなる。これは、太郎が語り得ぬものであるということだ。同様にして、あらゆる対象を語り得ぬものとしてすることができてしまう。ここに普遍主義が立ち現れる。

5. 形而上学的性質

最後に、形而上学的観点から定式化された語り得ぬという性質、すなわち「そもそも性質を持たない」という性質について考察する。

語り得ぬという性質を「そもそも性質を持たない」と定式化したときに矛盾が生じるのは明らかである。というのは、「 x はそもそも性質を持たないものである」と言うとき、 x はまさに「そもそも性質を持たない」という特定の性質を持つてしまう。すなわち x は「そもそも性質を持たない」かつ「ある性質を持つ」となっており、矛盾することになる。そのため、「 x はそもそも性質を持たない（ゆえに x は語り得ぬものである）」と主張するためには、真矛盾主義にコミットしなければいけない。

また、「そもそも性質を持たない」という性質のみを無害化するという方法をとったとしても矛盾を避けることはできない。というのも、そのような対象 x は、前々節と同様に、自己同一性等の性質を持つことができるからだ。これらの矛盾を避けるために「無害な性質の集合」を考えるという反論も考えられるが、この方策から普遍主義が浮上してくることも前々節で確認した通りである。

6. 結論

本稿では特に従来なされてきた各定式化を検討・批判することで、語り得ぬという性質をいかなる観点から——言語的観点、認識論的観点、形而上学的観点から——考察しようとも、そしていかに特徴付けようとも、普遍主義か真矛盾主義のどちらかにコミットせざるをえないことを明らかにした。語り得ぬという性質をナイーブに取るならば真矛盾主義に、それを回避するために何かしらの策を講じると普遍主義に行き着かざるを得ない。

ただ、ここまで示してきたことは、語り得ぬものへの言及が不可能であることを含意しない。普遍主義も真矛盾主義も一見極端な主張であるが、哲学史上には普遍主義あるいは真矛盾主義にコミットしていた思想も少なくない⁽¹¹⁾。それゆえ普遍主義や真矛盾主義に根差しながら「語り得ぬもの」を語ろうとする各々の取り組みを考察することには、十分な意義があるだろう。

註

(1) 実は、William James の述べる「語り得なさ (ineffability)」であれば、これら二つの立場を受け入れる必要はない。James (2002) の言う（神秘体験の）語り得なさとは、端的に言うと、「神秘主義者が非神秘主義者に対して神秘体験の特徴や価値を伝えられないということ」であるためである。この定式化においては、神秘主義者が神秘主義者に語り得ぬものについて語ることで生じていても問題ないため、本稿が目指す「語り得ぬものを語ることで生じる問題」はそもそも生じない。しかし「 x は語り得ぬものである」と言うとき、（ほとんど）全ての人は「 x に言及することができない人がある」と考えるのではなく、「いかなる人も x に言及することはできない」と考える。そのため、James の定式化は「語り得ぬもの」という語の使用に関する人々の直観と乖離する。よって本稿では彼の定式化については考察しない。

(2) このアプローチへの反論としては、飯田隆 (1987) を参照されたい。

(3) 文「 x は語り得ぬものである」がそもそも真理値を持たないとき、この文は真にも偽にもならないため、「『 x は語り得ぬものである』が真かつ偽である」という矛盾がそもそも導かれず、真矛盾主義も普遍主義も回避できるという点でこの立場は有効に思われるが、しかし語り得ぬものについて言及しようとしてきた人々は、まさしく「 x は語り得ぬものである」という文が真であると考えている。そのため、この立場は、語り得ぬものに言及しようとしてきた人々の直観と相性が悪いであろう。ゆえに本稿では扱わない。

(4) 述語は通常、概念や性質、属性を表すものなので、これらを述語と同一視することができよう。また、肯定的に述べるということは、まさに「 x は P である」と述べるということ、つまり x に述語 P を適用することである。よって本稿では、「概念・性質・属性を適用できない」や「肯定的に述べられない」といった定式化を、「述語を適用することができない」という定式化と同値とみなして考察を行う。

- (5) 前者は Hick (1989) と Hick (2000) で、後者は Hick (2000) で採用されている。
- (6) Hick (1989, 2000) は「述語」ではなく「属性 (attribute)」という語を用いるが、上述したように本稿では概念や性質、属性を述語と同一視するため、これを「述語」に変更して考察を進める。
- (7) 例えば、「自己同一的である」は第一の条件を満たす。全てのものは自分自身と等しい ($\forall x(x = x)$) ため、「自己同一的」は主語に関わりなく成り立つからである。また、「この犬は動物である」と言うとき、述語「動物である」は第二の条件を満たす。主語「この犬」は「これであり、かつ、犬であるようなもの」である。そして犬であることは動物であることを含意する。よって、「犬である」は「動物である」ことを導く。なお、この例で「この犬」が語り得ぬものであると述べているわけではないことは注意されたい。ここで述べているのは、「この犬」に帰される述語のあるもの（「動物である」）が形式的であるというだけであって、これに帰される全ての述語が形式的というわけではない。例えば「この犬は四月生まれである」と言うとき、「四月生まれである」は形式的ではない。
- (8) Quinn (1995) や Plantinga (1974) も、形式的述語から実質的述語が導かれうることを批判する。しかし彼らの議論は少々偏った前提に基づいており、説得力は疑問の残るところである。
- なお Hick 自身による語り得ぬもの (Hick の枠組みでは「実在者そのもの」) に関する言明には、より議論の余地のあるものが散見される。Hick 自身が挙げる形式的性質の問題点については、議論の妥当性に疑問も残るものの、Quinn (1995) に詳しい。
- (9) 観点は異なるものの、類似する指摘は Alston (1956) も行っている。
- (10) Kukla (2005)、Insole (2000) 参照。
- (11) 真矛盾主義に関しては Priest (1998, 2002) を参照。

文献

- Alston, W. P. (1956). 'Ineffability,' *The Philosophical Review*, 65, 4.
- Hick, J. (1989). *An Interpretation of Religion: Human Responses to the Transcend*, London: Macmillan Press.
- (2000). 'Ineffability,' *Religious Studies*, 36, 1, 35-46.
- Insole, C. J. (2000). 'Why John Hick Cannot, and Should Not, Stay out of the Jam Pot,' *Religious Studies*, 36, 1, 25-33.
- James, W. (2002). *Varieties of Religious Experience: A Study in Human Nature*, London: Routledge.
- Kukla, A. (2005). *Ineffability and Philosophy*, Abingdon: Routledge, 1st edition.
- Plantinga, A. (1974). *The Nature of Necessity*, Oxford: Clarendon Press.
- Priest, G. (1998). 'What is so Bad about Contradictions?' *The Journal of Philosophy*, 95, 8, 410-426.
- (2002). *Beyond the Limits of Thought*, New York: Oxford University Press, 2nd edition.
- Quinn, P. L. (1995). 'Towards thinner theologies: Hick and Alston on religious diversity,' *International Journal for Philosophy of Religion*, 38, 1, 145-165.
- Yandell, K. (1975). 'Some Varieties of Ineffability,' *International Journal for Philosophy of Religion*, 6, 3, 167-179.
- 飯田隆 (1987). 『言語哲学大全 1』, 勁草書房.

〔京都大学大学院後期博士課程・哲学〕